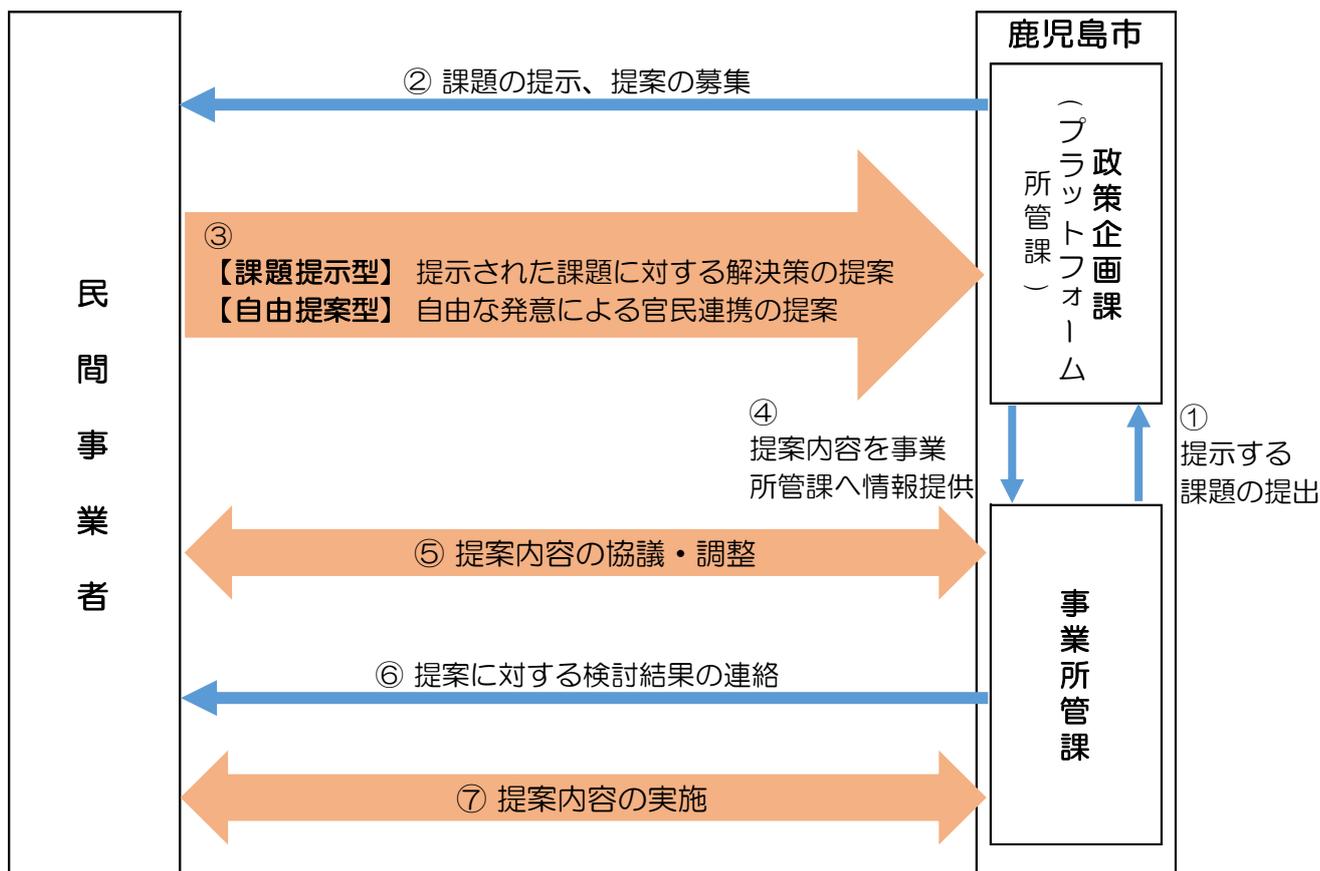


鹿児島市官民連携プラットフォーム 提案要項

1 目的・概要

本プラットフォームは、民間ならではのアイデア、ノウハウ、テクノロジー等を活用し、市政における諸課題の解決や市民サービスの向上を図るため、民間事業者からの提案を広く募るものです。

2 全体スキーム図



3 提案の募集形態

課題提示型	市が解決したい課題を提示し、官民連携による解決策の提案を募集するもの (募集期間の設定あり)
自由提案型	地域課題の解決や市民サービスの向上に資する提案など、民間事業者の自由な発意による官民連携の提案を募集するもの (随時募集)

4 募集する提案内容

(1) 以下の要件の全てを満たす提案を募集します。

要件① 知見の活用	民間ならではのアイデア、ノウハウ、テクノロジー等を活用していること
要件② 公益性	市が抱える課題の解決に資するなど、公益性があること
要件③ 事業効果	一定の費用対効果が見込まれること

(2) なお、以下の提案は、本プラットフォームでは募集の対象としていません。

- ① 既存の手法で官民連携に取り組んでいるもの
(例：ネーミングライツ、指定管理者制度、PFI、包括的な連携協定など)
- ② 施設整備などのハード事業や、本市が保有する未利用の土地及び建物（遊休財産）の利活用に関する提案（ただし、本市が課題として提示しているものは除く）
- ③ 企業の社会的責任（CSR）として取り組む社会貢献活動に関する提案や、本市の既存の取組と類似した提案
(例：物品等の寄付・寄贈、イベント・講座の開催など)
- ④ 官民連携の取組につながらない営業目的の提案
- ⑤ その他、以下のいずれかに該当する提案
 - ア 法令や公序良俗に反するもの
 - イ 本市の施策や規定等に反する又は抵触するもの
 - ウ 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの
 - エ 公共性、公平性に問題があるなど、連携を図ることが適当でないと判断したもの

5 提案主体

- (1) 自ら提案内容を遂行することができる民間事業者（個人事業主を含む）とします。
- (2) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予制度の適用を受けているものを除く。）
 - ③ 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けている者
 - ④ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当する者
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人
- (3) 提案を受け付けた後、上記(2)又は次のいずれかに該当する事実が判明した場合は、その後の調整等中止することがあります。
 - ① 提案・計画内容の把握等に関し、提案者の協力が得られない場合
 - ② 提案内容の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合
 - ③ その他、提案内容の実施者として相応しくないと判断した場合

6 応募方法

所定の様式にて、電子申請により提案書を提出してください。

7 提案に当たっての留意事項

- (1) 提案内容は、必要な範囲で、本市の関係部署及び関係団体と情報共有します。
- (2) 提案内容によっては、結果の連絡までに時間を要する場合があります。
- (3) 本市が提案への対応や実現に対して法的義務を負うものではなく、提案いただいた内容について、実現を確約するものではありません。また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者との連携、契約を確約するものではありません。
- (4) 本市への提案及び本市との協議・調整に要する費用（旅費、資料作成費等）は、提案者において負担してください。
- (5) 市の財政負担の有無に関わらず、様々なアイデアを取り入れたいと考えておりますが、自治体以外の第三者から収益を確保するなど、市に新たな財政負担が生じない提案にできないか、事業スキームの工夫等も検討してください。
- (6) 市の事業費負担がある提案の実施に関しては、関係法令等に基づき、改めて、公募等（競争入札、企画提案競技（プロポーザル）等）を実施します。また、公募等にあたって、提案者に対するインセンティブはありません。
なお、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成する場合があります。提案者独自の権利やノウハウなどに不都合が生じる情報がある場合には、提案者のご希望を踏まえ、協議・配慮させていただきます。
- (7) 提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取扱がある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。また、この取扱に関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。

8 提案内容の公表等

- (1) 実施に至った提案内容については、事前に提案者と協議を行ったうえで、本市ホームページ上で提案者や提案概要等を公表します。
- (2) 提案の提出から事業の実施までの過程のなかで、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持するとともに、本市からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。
- (3) 本市では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14条）に基づき情報公開の対象となることから、情報公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となります。

9 お問い合わせ先

鹿児島市 企画財政局 企画部 政策企画課

電話番号：099-216-1106（直通）

E-mail：seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp